

関市の財政健全度をお知らせします

照会先 総務財政課 ☎ 23 - 7709

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 21 年 4 月から全面的に施行され、財政の健全度合いを判断するための 4 つの指標からなる「健全化判断比率」と、「資金不足比率」を公表し、早期の健全化を促す仕組みが作られました。

法律では「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政状況をチェックするとともに、市民の皆さんに公表することとされました。

関市の 5 つの財政指標は・・・

一般会計等の①実質赤字比率、市の全部の会計の②連結実質赤字比率は、ともに黒字になっているので、財政は健全な状況です。また、③実質公債比率、④将来負担比率も、ともに早期健全化基準を下回っており、健全です。公営企業の⑤資金不足比率も、上水道、下水道などの 6 企業会計すべてが黒字であり、健全な状態です。

市は、現在の健全財政を維持するとともに、より健全かつ強固な財政基盤を作り上げることが重要であり、引き続き、堅実な財政運営に努めていきます。

5 つの指標 (①～⑤)

関市の健全化判断比率

		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債比率	④将来負担比率
健全化判断比率		—	—	11.1%	47.0%
参考	早期健全化基準	12.20%	17.20%	25.0%	350.0%
	財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	—

※実質赤字または連結実質赤字がない場合は「—」と表示しています。

関市の資金不足比率

		水道事業	下水道事業	農業集落排水事業	食肉センター事業	公設地方卸売市場事業	簡易水道事業
⑤資金不足比率		—	—	—	—	—	—
参考	経営健全化基準	20.0%					

※資金不足がない場合は「—」と表示しています。

①実質赤字比率	市の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率
②連結実質赤字比率	市のすべての会計の赤字や黒字を合算して、市全体の赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示す比率
③実質公債比率	市の借入金の返済額や、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率
④将来負担比率	現時点での市の借入金の額や将来負担しなければならない額を指標化し、今後の財政運営を圧迫する可能性を示す比率
⑤資金不足比率	公営企業の資金不足を指標化し、経営状況の深刻度を示す比率（一般会計などの①実質赤字比率に相当するもの）

2 つの判断基準

A 早期健全化基準

5 つの財政指標のうち、いずれかがこの基準を超えると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

B 財政再生基準

5 つの財政指標のうち、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率のいずれかがこの基準を超えると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。

関市の位置を図で見ると ● が関市の位置

